

函館圏都市計画高度利用地区の変更（函館市決定）

函館圏都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類 地 区	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積 の最低限度	備 考
高度利用地区						
函館駅前東地区	約 1.0ha	60/10	30/10	8/10*2	200㎡	昭和54年9月12日決定 令和2年9月3日変更 令和3年8月 日変更
函館駅前南地区	約 0.6ha	65/10	30/10	7/10*2	200㎡	昭和58年3月31日決定 昭和60年11月11日変更
末広町5番A地区	約 0.6ha	40/10	15/10	8/10*3	200㎡	平成13年2月2日決定
函館駅前若松地区	約 0.5ha	60/10	30/10	8/10*1	200㎡	平成25年3月29日決定
計	約 2.7ha					
<p>*1 建築基準法第2条第1項第9号の2に該当する建築物（以下「耐火建築物」という。）にあっては10分の1を加えた数値とする。</p> <p>*2 耐火建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。</p> <p>*3 防火地域内にある耐火建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。この場合において、建築物の敷地が防火地域の内外にわたり、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地はすべて防火地域内にあるものとみなす。</p>						

「位置、区域および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由

函館駅前東地区第一種市街地再開発事業において、隣接地の一部を施行区域に加える変更が行われることから、当該施行区域全体を通じた適正な土地利用が図られるよう、変更を行うものである。